

森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格運用細則

競争入札に参加する者に必要な資格(昭和39年4月1日 告示第220号)第6 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり運用細則を定める。

第1 競争入札参加資格者について

「第6の1(2)林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条3項により知事が認定した者(以下第6において「認定事業体」という。)又はこれに準ずる者として知事が認めるものであること。」における知事が認めるものとは、以下の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 静岡県が実施する「森の力再生事業」において連続する2以上の年度間に事業実績(人工林再生整備事業に限る。以下同じ)があり、かつ、少なくとも1年度内において10ヘクタール以上の事業実績がある者であること。
- (2) 通年雇用労働者が現状で3人以上確保できる者であること。

第2 添付書類について

「第6の5(1)認定事業体にあつては林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項に規定する認定を受けたことを証する書類、認定事業体に準ずる者として知事が認めるものにあつては認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類」における認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類とは第1の(1)における事業実績に関する以下の(1)~(4)の書類とする。

- (1) 森の力再生事業実績報告書の写し
- (2) 森の力再生事業整備実績書の鏡の写し
- (3) 森の力再生事業整備実績総括表の写し
- (4) 補助金交付確定通知書の写し

附則 本運用細則は、平成22年3月19日 静岡県告示第226号の告示以後から施行する。